

# 令和4年度久留米市障害者差別解消支援地域協議会

## 条例案検討ワーキンググループ

### 第13回検討会議 議事録

次 第	<b>1 開会</b> <b>2 協議事項</b> (1) 施策規程について <b>3 閉会</b>
開催日時	令和4年12月26日(月) 18:30~19:55
開催場所	ZoomによるWeb会議
出席者 (敬称略)	1. 久留米大学、2. 久留米市手をつなぐ育成会 3. 久留米市障害者差別禁止条例をつくる会3名 6. 久留米市障害者基幹相談支援センター、7. 熊本学園大学
欠席者 (敬称略)	・久留米市障害者差別禁止条例をつくる会1名
内 容	<b>1. 開会</b> <事務局> ・本日は、条例検討ワーキンググループ(以下、WGという。)メンバー7名中6名参加。また、アドバイザーも参加。  <b>2. 協議事項</b> <b>(1) 施策規程について</b> <会長> ・本日の協議事項は施策規程について委員の皆さまよりご意見をいただくことになっている。まず、事務局から説明をお願いします。 <事務局> ・資料の説明。資料1は、当事者団体との意見交換において施策につながるキーワードを抜きだし、分類ごとにまとめているもの。 ・分類は、啓発・理解促進、情報発信、教育保育療育、意思疎通支援、相談体制などである。また、それらキーワードに対してWG委員からの意見を対応して資料に記載している。 ・これらを踏まえ、かつ久留米市の状況や他市の条例などを参考に、事務局で作成した条文案が資料2であり、本日はこの案についてご意見をいただきたい。 ・まず、施策推進を規定し、ここでは基本方針の位置づけや推進体制を定めている。また基本方針には、基本的施策のほかに市長が特に必要と認める施策および施策の推進

に必要な事項を定めるものとし、条例に書かれていない基本的施策も柔軟に対応できるようにしている。第4項には、障害当事者や事業者などで構成する障害者差別解消支援地域協議会において、政策における意見聴取を行い施策に反映するという、PDCAサイクルを行うようにしている。

- ・次に、個別の施策については、啓発・理解促進として2つの条文を定め、情報発信では、障害特性にも配慮した施策を進めていくという規定にしている。教育保育に関しては、インクルーシブ教育及び保育が促進されるよう定めている。実際にインクルーシブ教育をすすめるにあたり、重度の障害がある方には医療機関や福祉施設の協力が必要になる場合もあると考えられるので、このような規定にしている。また、児童子供への直接支援だけでなく、教育機関やその他関係機関への支援を行うものとしている。意思疎通支援では、委員の意見を踏まえて規定している。相談体制の充実では、前回WGでの意見、例えば市の相談窓口との連携やピアの相談員の配置などを集約した規定としている。最後に基礎的環境整備を規定している。この草案を見て委員の皆さまからご意見をいただきたい。

<会長>

- ・参考資料についても説明してほしい。

<事務局>

- ・参考資料は、自治体ごとの政策規定をできる限り分類したもの。項目は同じだが、条文の書きぶりは自治体ごとに違う。

<会長>

- ・仮に参考資料に久留米市をあてはめるとしたら、施策規程はどの項目にあてはまるのか。

<事務局>

- ・理解促進啓発の啓発や情報収集提供、意思疎通情報保障の情報保障・意思疎通手段や支援者養成、相談支援体制、教育保育療育、その他の公共施設の配慮。

<会長>

- ・草案に対して各委員から意見はありますか。

<委員>

- ・インクルーシブ教育は必要だが、実際、現場の教師は忙しく対応は難しいと思う。しかし、現実を変えるためにもインクルーシブ教育を条例には書くべきだ。インクルーシブ教育を行うことで、勉強に落ちこぼれている児童も救えるようになると思う。
- ・単にインクルーシブ教育を導入するだけでなく、全ての児童が勉強を理解できるように、学びの支援も同時に行うべき。
- ・一方で、インクルーシブ教育を本当に親が望んでいるのかということも把握すべき。

<会長>

- ・インクルーシブ教育を進めることによって、障害のある子どもがいじめられる環境を作らないようにすること。また、障害のある子供だけではなく、全ての子どもの学力保障ができていないといけない。インクルーシブ教育を進めることにより、障害のな

い子どもにとっても学力保障ができる、改善するのではないかというご意見だったと思う。

<委員>

- ・例えば、障害児支援の制度として個別支援計画の作成がある。この計画を学力不振の子どもに当てはめることで、学業不振が改善されるのではないか。障害のある子どもを支援することで、結果として学力不振の子どもも支援できるのではないか。

<委員>

- ・啓発理解促進の規定には、対象として市民や事業者は書かれているが、市職員や教職員は書かれていない。よって、対象には市の職員も加えるべきだと思う。
- ・つくる会からも言われているが、財政上の措置を入れてほしいという要望があがっている。それは、障害者への配慮を行う際に資金が必要な場合には、市から資金の援助があるという意味。その費用を市は事前に確保しておく。

<委員>

- ・数年後に事業者による合理的配慮の提供は義務化されると聞いているが、義務化にあたり事業者はどこに相談すればいいのか。

<会長>

- ・委員は、当事者だけではなく事業者も障害者差別をなくすための相談窓口、理解を促進するための啓発をする必要があるということをお願いしたいのか。

<事務局>

- ・理解促進や啓発についてはすべての事業者を対象にしていく必要があるが、事業者も数が多いため障害者福祉課の対応だけでは厳しいと思う。このことについては、事業者支援を行う商工会議所と連携して行っていきたい。

<委員>

- ・つくる会でこの草案について協議したが、まず施策推進の第4項について主語が分からないという意見があった。差別解消支援地域協議会が主語なのか障害者が主語なのか、少し読みにくいという意見をいただいている。
- ・同じく啓発理解促進の第2項でも、市はという主語がないので少し分かりづらいという意見があった。
- ・教育保育では、インクルーシブ教育が何なのか明記してもらったほうが良いと思う。
- ・相談体制の充実では、第2項で「次の各号を検討」という記載があるが、「検討」の意味が分からないという意見が出されていた。誰が検討し推進していくのかが分からないという意見。各号では「について」という言葉があるが、条例ではあまり見ない言葉ではないかという意見もあった。
- ・教職員の研修について意見があり、研修を受けるのは正規教員であり非常勤講師は研修を受ける機会が与えられていない。非常勤講師もしっかり研修を受けることができる体制をつくっていただきたい。

<事務局>

- ・施策推進の第1項で「市は」と記載し、啓発理解促進から基礎的環境整備を規定し推

- 進するものとするので、第4項についても主語は「市」である。
- ・インクルーシブ教育については文科省において定義づけされており、また時代に即して変わっていくことがあると思うので、あえて定義づけはしていない。
  - ・相談体制の充実における第2項の検討については、施策推進の第1項において施策を規定し推進すると書いているとおり「施策」を検討し推進するという意味である。つまり施策を推進する際には、以下の各号について検討するということである。

<委員>

- ・さきほど財政上の措置の話をしてしたが、例えば合理的配慮を分かりやすく説明した冊子を作成する際に事業者資金がない場合にお金を出すということで、既に明石市で行われていると思う。

<アドバイザー>

- ・さきほど市職員への研修という話が出ていたが、研修の対象として行政も対象になることを条例に入れるべきだと思う。行政は市職員だけでなく県立の学校の職員など教職員も対象となるように条例に入れたほうがよい。
- ・財政の話で、民間事業者が合理的配慮を行う上で、行政の補助があれば合理的配慮をしやすくなるというのはそのとおりだと思う。バリアフリー関係では一部補助があるのではないかと思う。

<会長>

- ・条例の施策規定の中で財政のことを記載することに違和感はないものか。

<アドバイザー>

- ・書きぶりをどうすればいいかわからないが、民間事業者の合理的配慮の提供が促進されるように支援するというような形で書くことも検討していいのではないかとも思う。

<事務局>

- ・財政上の措置を規定した条例はほとんどなく、また条例で規定したからといって予算がつくのかというとそのような状況ではない。市の財政状況を見ていただくと経常収支比率が99%であるような自治体であり、財政的に余裕がある状況ではない。さらに障害者差別解消に関する予算は既に確保している。
- ・ただ、福岡市の条例には障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、予算の範囲内において必要な財政上の措置を講じるという条文があるので、このような書きぶりについては今後議論する余地はあると思う。

<アドバイザー>

- ・あまり財政や予算のことを書くと条例そのものの制定が難しくなるのではないか。

<事務局>

- ・確かなことは、条例に記載したからといって予算の額には影響しないということはある。

<会長>

- ・まずは、財源は書かず条例を通すことを優先してはどうか。財源については今後検討

するということでしょうか。

<委員>

- ・予算については障害者福祉に関する予算は年々増えてきている。予算よりまずは差別の解消という理念が必要ではないかと思う。バリアフリーのことで言えばお店の方が手伝うだけで解消する場合も多い。また周りの方に頼み、手伝ってもらえば解決することもある。必ずしもお金がかかることばかりではない。

<アドバイザー>

- ・理解促進について。啓発事業を行っても集まってもらいたい市民の方は少なく、顔見知りの障害者ばかりが集まるという現状がある。よって、一般事業所に対し啓発を行う場合、例えば障害者団体に委託し継続して行ってもらうなど、そのようなことを条文に入れ込むことも考えていいのではないかと思う。一般市民にどのように集まってもらうかというところが一番のポイントであり、このことを条文に書き込めないかと考えていた。
- ・事業者の相談について。アメリカでADAが作られたとき、技術的な情報提供も含め、ADAホットラインという仕組みが作られた。そこでは、事業者からの相談、特に合理的配慮への提供について技術的な面も含めて相談を受ける専門機関ができた。条例レベルでこのようなことは出来ないと思うが、例えば、久留米市障害者差別解消支援地域協議会という組織があるので、その中で、どのような形で合理的配慮を行えばいいのか、このようにすれば合理的配慮ができますという議論を行い、そこで得られた知見を行政経由で事業者にフィードバックするということが必要なのではないかと思う。

<会長>

- ・事業者の相談を受けるために、協議会にホットラインというものを置くという意味か。

<アドバイザー>

- ・そうではなく、協議会には事業者も参加していると聞いているので、事業者からのニーズと障害者からのニーズなどを踏まえながら合理的配慮をどうするかということ議論してもらうことで、事業者と障害当事者が共通理解した上で受けられる合理的配慮が見えてくると思われる。その成果を相談の中で答え、行政がパンフレット等を作り参考にってもらう等ができるのではないかと思う。

<会長>

- ・これらは条例の施策規定に書くことはできるのか。それとも基本方針などに書くものなのか。

<アドバイザー>

- ・施策規定に書くことは可能ではないかと思う。例えば、障害者団体に委託し啓発事業を行ってもらうということについては「障害者団体と連携しつつ」という言葉を追加することで対応できるのではないか。
- ・事業者の相談については、例えば施策の相談体制において、号を追加し「事業者からの相談については可能な限り対応する」というようなことを追加してはどうか。これ

で事業者からの相談に対応しなければならないということになる。

- ・どのように合理的配慮を提供するのかという基準については、協議会で検討し作成してもらい必要がある。

<事務局>

- ・今回いただいた意見を条文草案に反映させたいと思う。ただし、市職員への研修を理解促進に追加することについては、そもそも行政機関が組織内で当然行うべきことを施策として書くことに多少不安がある。既に職員対応要領も策定している中で、このことを追加することについては悩んでいるが考えてみたいと思う。

<会長>

- ・これで今回のWGは終了する。

**3. その他**

**4. 閉会**

以上